

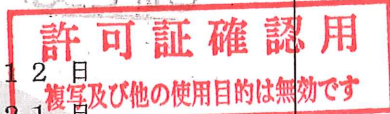
産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号
氏名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日
許可の有効年月日

平成 27 年 3 月 12 日
平成 34 年 2 月 21 日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。

以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉋さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。

積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別紙のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- (平成 5 年 2 月 22 日 新規許可)
- (平成 5 年 4 月 7 日 新規許可【小樽市】)
- 平成 7 年 7 月 31 日 変更許可 (動物のふん尿、動物の死体の追加、積替保管の追加。)
- 平成 10 年 2 月 22 日 許可の更新
- 平成 10 年 4 月 7 日 許可の更新【小樽市】
- 平成 15 年 2 月 22 日 許可の更新
- 平成 15 年 4 月 7 日 許可の更新【小樽市】
- 平成 18 年 4 月 1 日 小樽市許可を小樽市より移管
- 平成 20 年 2 月 25 日 許可の更新
- 平成 27 年 3 月 12 日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 00110001169号
許可業者の名称 早来工営株式会社

施設の種類 保管場所1
設置場所 勇払郡安平町早来新栄20番地1
面積 288.0m²
種類

・廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、燃え殻、ばいじん。
保管上限 1,152.0m³

施設の種類 保管場所2
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・燃え殻。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所3
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・汚泥。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所4
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・廃プラスチック類。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所5
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・紙くず。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所6
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・木くず。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所7
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・繊維くず。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所8
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・ゴムくず。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所9
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・金属くず。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所10
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・ガラスくず・陶磁器くず及びコンクリートくず。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所11
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・鋳さい。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所12
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・がれき類。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所13
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6
面積 4.0m²
種類

・ばいじん。
保管上限 16.0m³

施設の種類 保管場所14
設置場所 苫小牧市真砂町19番13
面積 240.0m²
種類

・燃え殻、汚泥、ばいじん。
保管上限 1,440.0m³

以下余白。